

健康福祉委員会
平成23年8月24日
福祉部障がい者福祉課

居宅生活支援費及び介護給付費の不正請求について

支援費制度及び障害者自立支援法の利用者による、居宅生活支援費及び介護給付費の不正請求事案が発生したので、下記により報告する。

記

1 事案の概要

重度身体障がい者のAは、平成15年3月から平成22年3月まで、訪問介護事業所（以下、「B社」という。）と契約して、支援費制度及び障害者自立支援法に基づく支援の提供を受けていたが、以下の不正があった。

- (1) Aに派遣されるヘルパーは、B社が雇用契約を結んだヘルパーでなければならない。しかし、Aに派遣されていたとされる16人（平成22年3月時点）のヘルパーは、A自らが選任してB社に登録したもので、B社との雇用契約が結ばれていなかった。
- (2) Aは、B社が行うべきヘルパー派遣管理をA自らがを行い、B社が個別に支払うべきヘルパー報酬を16人分一括して、その中の1人の口座に振り込ませ、A自らの口座を管理していた。
- (3) Aは、Aへの支援の実態とは異なるサービス提供実績記録をB社に報告し、B社に不正請求を行わせヘルパーの報酬を受け取っていた。

2 これまでの経緯

平成21年7月

- ・ 株式譲渡によりB社の経営者が交代する。

平成21年12月～平成22年3月

- ・ 新経営者の社内点検で、上記16人の雇用契約がないことや報酬の一括振込み等の事実が判明し、これを是正しようとしたがAに拒否され、契約を解除する。

平成22年6月～8月

- ・ B社が発送した上記16人の給与支払報告書の一部が返送されたり、当該ヘルパーの一人から給与を受け取った事実はないとの申し出がある。

平成22年9月上旬

- ・ B社は、Aへの支援に不正の疑いがあることから、その事実を区に報告する。

平成22年9月～12月

- ・ 区が更に詳細な実績調査を行い、住所の判明したヘルパーに対して確認した

ところ、ボランティアとして支援した経緯はあるものの、B社に労務提供の登録をした事実はなく、サービス提供実績記録票に記載された内容の実態がないことが判明する。

平成23年1月

・ 区がAに対して、平成23年1月から数回にわたり支援の実態について事情聴取した結果、Aは平成17年9月頃から虚偽の実績報告を行っていたことを認める。Aは、生活の実態に合ったヘルパー派遣ができるようにするためであり不正利得が目的ではないこと、また、旧経営陣からの助言を受けたものであること等を主張したが、これらのことが結果的に不適切な行為であったことを認め、ヘルパー報酬の全額返納を申し出る。

3 本件への対応

(1) 本件に対してのB社の対応

- ・ 新経営者は、本件について旧経営者の経営下によるもので瑕疵のある株式譲渡契約を無効として、B社を返却して撤退することを検討した。しかし、B社は数百人の利用者を抱える大規模な事業所であり、事業所が存続しない場合には区民へ多大な迷惑をかけることから事業を継続することとした。
- ・ 平成23年3月からの区との話し合いにより、返還すべき額が62,459,276円（5年間遡及）であることを確認し、不正請求額を自主的に返還した。
- ・ 今後、二度と不祥事が起こらないように社内体制を強化し、チェックを徹底することとした。

(2) 区への対応

- ・ 不正請求に係る5年間の給付額の返還を求め、平成23年7月6日にその全額を受領した。
- ・ 本件は重大な不正事案であるが、不正請求は旧経営者時代に行われ、新経営者の社内点検により判明し、区にその事実を積極的に報告したことや、不正請求の全額を自主返還したこと等に鑑み、B社の事業継続を了承した。

4 再発防止

- (1) 本件の発覚後、重度訪問介護事業を行う事業所に同様の事案がないか調査をしたが、更に対象をすべての事業所に拡大し、文書により調査し確認を行う。
- (2) 本件は、通常の請求事務のチェックでは不正を確認することのできない障がい福祉サービス事業所内での不正事案である。

今後は、指導検査体制を強化して指導検査の頻度を増やすとともに、この様な事例を考慮したうえでの指導検査を実施する。また、こうした不適切な事案について事業者を集めた説明会等の機会に周知し、これにより注意喚起して不正請求の抑制に努める。

居宅介護給付費の不正請求返納金について

井上温子議員要求資料
平成24年10月31日
福祉部障がい者福祉課

1 歳入科目

款	20	諸収入	項	06	雑入
目	07	雑入	節	01	雑入
細節	91	介護給付費等返納金			

2 歳入金額

62,459,276円…① 平成23年度3月補正に計上

3 歳出科目

款	03	福祉費	項	01	社会福祉費
目	01	社会福祉総務費	細目	096	国・都支出金返還金
細々目	01	国・都支出金返還金	節	23	償還金利子及び割引料

4 歳出金額

1,300,000円…②

<内訳>

(1) 平成17年度ホームヘルプサービス補助金(都) 852,000円

(2) 平成18年度ホームヘルプサービス補助金(都) 448,000円

平成23年度3月補正に計上し、上記合計金額を東京都に返還。

5 歳入金額と歳出金額との差額(①-②)

61,159,276円…③の内訳について

(1) 今後歳出予定金額

平成18年度在宅福祉事業費(国庫)補助金 895,000円…④

平成23年度3月補正に計上し、都経由で国に返還の予定であったが、国・都の都合により年度内に返還できず、平成24年度9月補正に計上し返還する。

なお、平成17年度在宅福祉事業費(国庫)補助金については、算定の結果、返還する補助金は発生しない。

(2) 補助金返還後の歳入金額(③-④) 60,264,276円

6 平成18年度以降に発生する返還金について

平成18年4月から始まった障害者自立支援法における返還金処理方法では、今後の実績報告にて精算されるため、返還金は発生しない。

返還金について

単位:円

サービス提供月	区歳入額	区分 (国・都)	事業名	処理方法	変更前確定額	変更後確定額	返還額
18年1月～2月	3,410,370	国	平成17年度在宅福祉事業費(国庫)補助金	確定額の変更がないため再確定せず	419,949,000	419,949,000	0
		都	平成17年度心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業費補助金	再確定	230,057,000	229,205,000	852,000
18年3月	1,790,550	国	平成18年度在宅福祉事業費(国庫)補助金	再確定	41,151,000	40,256,000	895,000
		都	平成18年度心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業費補助金	再確定	20,440,000	19,992,000	448,000
18年4月～22年3月	57,258,356	国	平成23年度障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金	H23実績報告にて精算			
		都	平成23年度障害者自立支援給付費等都負担金	H23実績報告にて精算			
合計	62,459,276						

1 委員会以降の経過について

平成23年 9月	区の顧問弁護士へ相談(警察への告訴の準備に向けた相談)
平成23年10月	警察へ相談(告訴する方針を伝え、必要な資料や手続きについて相談する)
平成23年11月	警察へ相談(前回の相談で必要な資料の提出と説明など)
平成24年 3月	警察へ相談(告訴状案の提出と、今後の対応について相談)
平成24年 4月	警察へ訪問(認定給付係長の退職のため、新係長の挨拶と状況確認)
平成24年5月～10月	合計4回、進捗状況の確認のため電話連絡

2 板橋区における居宅介護支給決定者の利用状況及び平成24年8月にサービスを提供した事業所の数 (平成24年8月実績)

利 用 者 数	実利用者数	689名
	B 社 利用者数	22名 (介護:9月末現在で172名)
事 業 所 数	総事業所数(他自治体にある事業者含む)	117か所
	板橋区内にある事業所数	88か所

3 告訴状(案)の概要

(1) 告訴人名(板橋区長) 及び 被告訴人名(A氏)

(2) 告訴の主旨 被告訴人は、支援費制度及び障害者自立支援法による居宅生活支援費及び介護給付費を告訴人に不正に請求し、不当にその給付金を利得していたことから、刑法第246条第1項の詐欺罪として、また、同人は同人に係るヘルパーの給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を偽造し行使したことから、刑法第159条及び同法第161条の私文書偽造同行使として告訴するとした。

(3) 告訴の事実 被告訴人は重度身体障がい者として、平成15年3月から平成22年3月まで、訪問介護事業所B社と契約して、支援費制度及び障害者自立支援法に基づく支援の提供を受けていた。

この間、被告訴人は、B社の容認のもとで、B社が行うべきヘルパー派遣管理を被告訴人自らがを行い、サービス提供実績記録をB社に報告し、その分(平成22年3月時点で16名)のヘルパー報酬をその中の1人(C氏)の口座に振り込ませ、被告訴人自らその口座を管理していた。

また、被告訴人自ら行っていたヘルパー派遣管理において、報酬支払いの実態のない人物の扶養控除等(異動)申告書を偽造し、B社に報告していた。

(4) 確認した事実

(ア) 報酬の振込先口座名義人のC氏は、被告訴人に依頼され預金通帳とキャッシュカードを被告訴人に預けていたと証言し、その旨を書面で告訴人に提出した。

(イ) 被告訴人は、不当に給付を受けたことを認め、その旨を書面で告訴人に提出した。

(ウ) 被告訴人は、ヘルパーの管理を自ら行っていたことを、告訴人との聴取の場で認めた。

(エ) 不正利得の事実

サービス提供実績記録上は支援されていたとされるヘルパーの、虚偽のサービス提供の実態を確認した。それにより給付を受けたB社が、被告訴人の管理する口座に報酬を振り込むことにより、被告訴人はその報酬を不当利得していた。

また同時に、偽造の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書をB社に報告していた。

4 疎明資料

- (1) 被告訴人がB社あてに出したヘルパー登録依頼文、ヘルパー報酬の振込口座変更依頼文
- (2) C氏の申出書、履歴書
- (3) 被告訴人の板橋区あて給付費返還誓約書
- (4) サービス提供実績記録上は支援されていたとされるヘルパーの除住民票、除票、履歴書、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等

給付額の内訳

給付額	62,459,276 円
A 氏	52,279,400 円
B 社	10,179,876 円

居宅支援費及び介護給付費の不正請求について

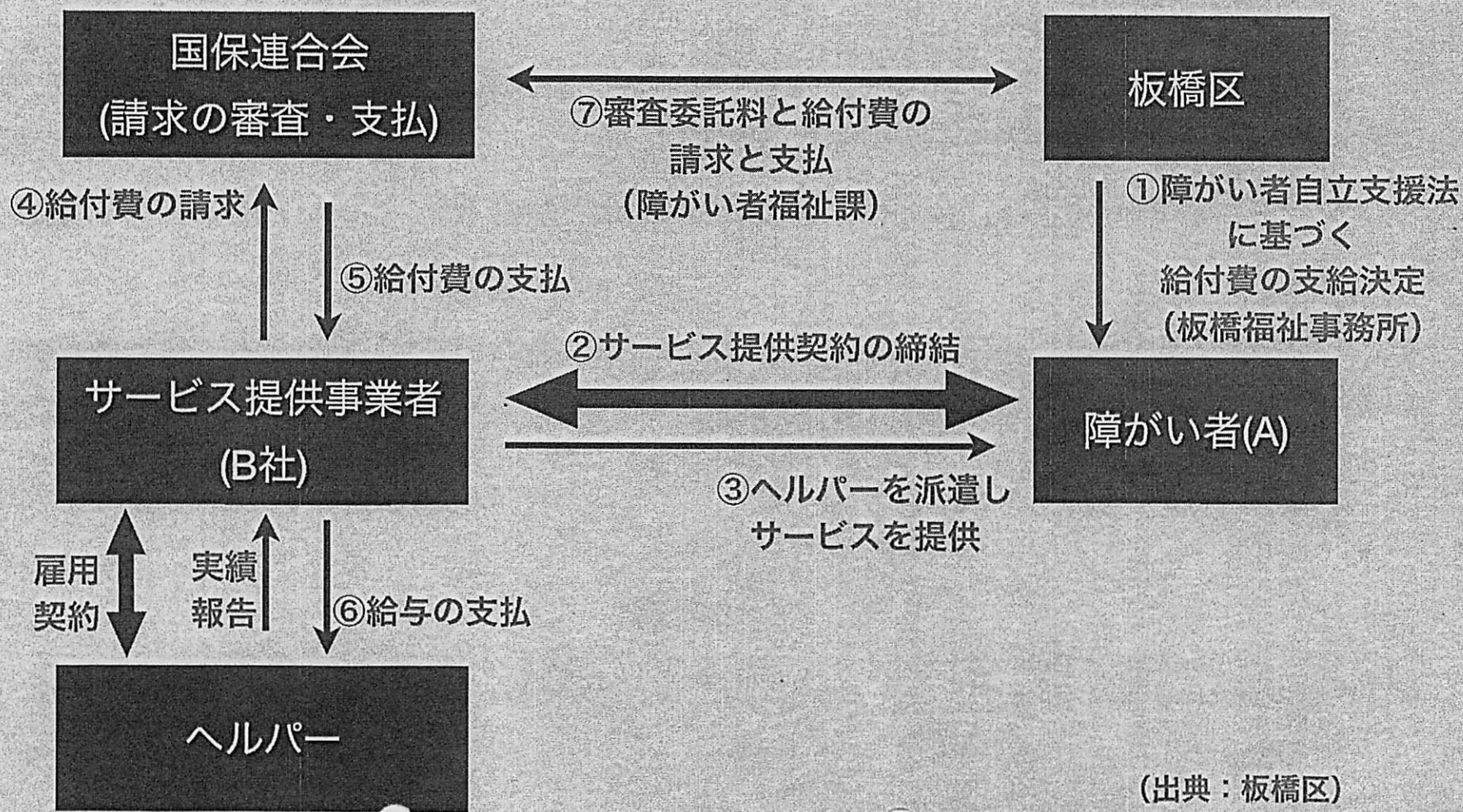
~概要~

~H23.8.24 健康福祉委員会資料より~

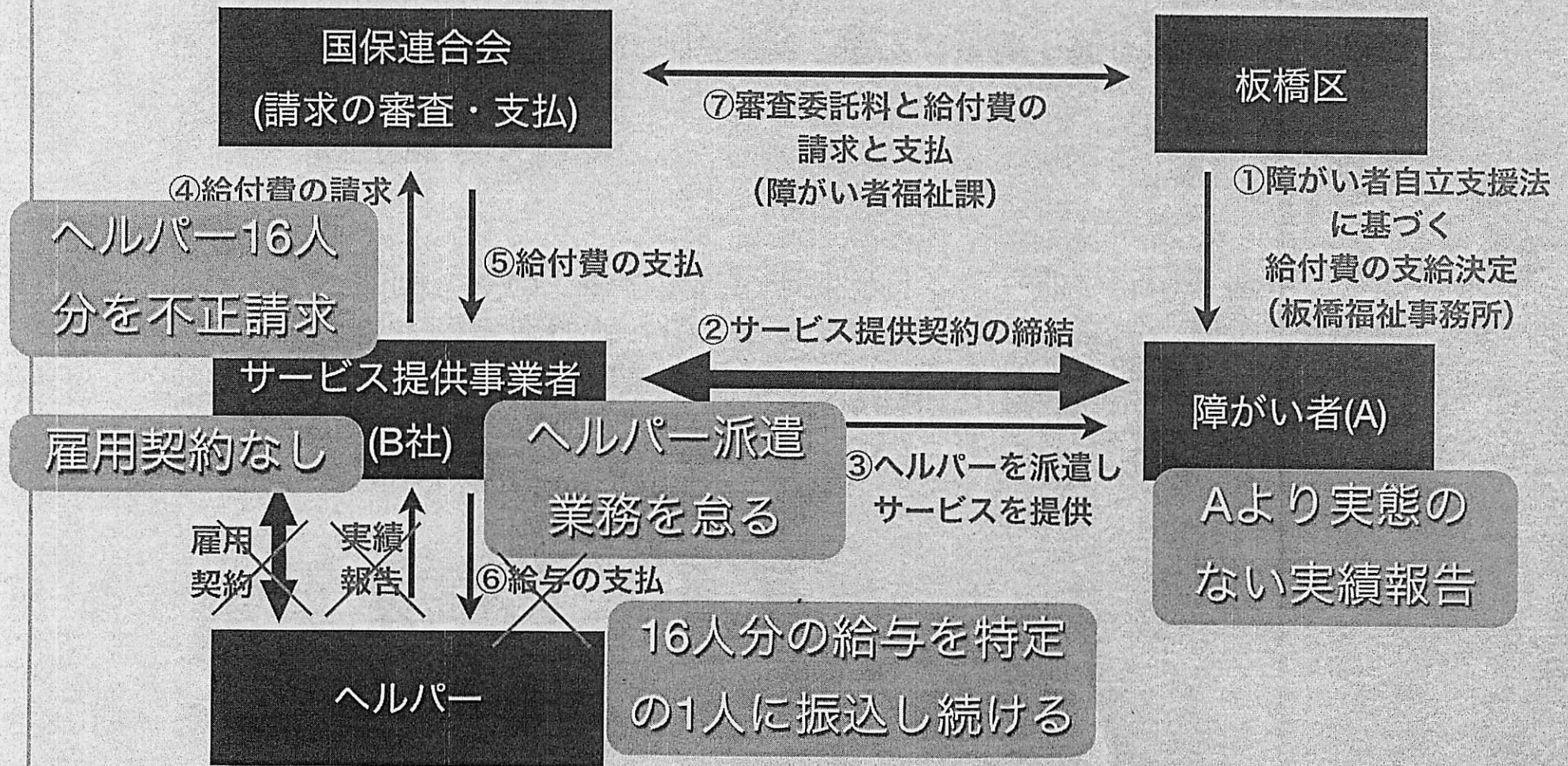
重度身体障がい者Aは、平成15年3月から平成22年3月まで、訪問介護事業所(以下、「B社」)と契約して、支援費制度及び障害者自立支援法に基づく支援の提供を受けていたが、以下の不正があった。

- (1)Aに派遣されるヘルパーは、B社が雇用契約を結んだヘルパーでなければならないが、Aに派遣されていたとされる16人(平成22年3月時点)のヘルパーは、A自らが選任してB社に登録したもので、B社との雇用契約が結ばれていなかった。
- (2)Aは、B社が行うべきヘルパー派遣管理をA自らが行き、B社が個別に支払うべきヘルパー報酬を16人分一括して、その中の1人の口座に振り込ませ、A自らその口座を管理していた。
- (3)Aは、Aへの支援の実態とは異なるサービス提供実績記録をB社に報告し、B社に不正請求を行わせヘルパーの報酬を受け取っていた。

障がい者自立支援制度のしくみ



障がい者自立支援制度のしくみ



【関係法令】

障害者自立支援法

(指定の取消し等)

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 (-略-)

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七～九 (-略-)

障がい者自立支援法 不正請求事例

自治体	不正請求期間	不正請求額
埼玉県久喜市	H18.4 - H20.10	1億7千万円
大阪府大阪市	H18.10 - H23.11	1,800万円
神奈川県逗子市	H20.4 - H24.3	1億4千万円
北海道江別市	H21.4 - H21.6	※
東京都品川区	※	※
埼玉県川口市	※	2,461万円
京都府宇治市	H21.7 - H22.12	2,400万円
香川県高松市	H16.11 - H20.8	4,250万円

(上記はいずれも平成24年10月31日時点の情報。)

※は同日時点で行政機関や報道HPに未掲載。)